

バリアフリー情報発信支援事業実施要綱

令和6年4月26日

6産労観受第120号

(目的)

第1条 この要綱は、障害者や高齢者等が安心して都内観光を楽しめる環境の整備に向けて、バリアフリー情報の提供を一層進めるため、バリアフリー情報を提供する都内民間事業者のアプリ等の機能拡充に向けた取組を支援する「バリアフリー情報発信支援事業」(以下、「本事業」という。)の実施について基本的な事項を定める。

(定義)

第2条 本事業におけるバリアフリー情報を提供する都内民間事業者とは、都内の様々な観光施設に関するバリアフリー情報を集約し、提供するアプリ・ウェブサイトを運営する(新たに開発し運営する予定の事業者を含む。)都内の事業者をいう。

(支援対象者)

第3条 本事業の支援対象者は、別に定める交付要綱のとおりとする。

(支援内容)

第4条 知事は、予算の範囲内において、バリアフリー情報発信支援事業を実施する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月26日から適用する。